

平成18年10月から

埋葬料附加金・ 家族埋葬料附加金

50,000円に引き上げ

埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金の額が、平成18年10月から50,000円に改正されました。

この改正は、法定給付である埋葬料及び家族埋葬料の額が、平成18年10月から定額50,000円に改正されたことに伴い、給付額の激変を緩和するため、組合定款で定める附加給付の給付額を見直したものです。

なお、支給済みの埋葬料附加金・家族埋葬料附加金のうち、平成18年10月1日以後に給付事由が生じたものについては、差額を支給することとしています。

給付	改正前	改正後 (平成18年10月から)
法定給付	埋葬料 (一般職の場合) 給料月額×1.25	50,000円
	家族埋葬料 (一般職の場合) 給料月額×1.25 ×70/100	50,000円
附加給付	埋葬料附加金 家族埋葬料 附加金 15,000円	50,000円